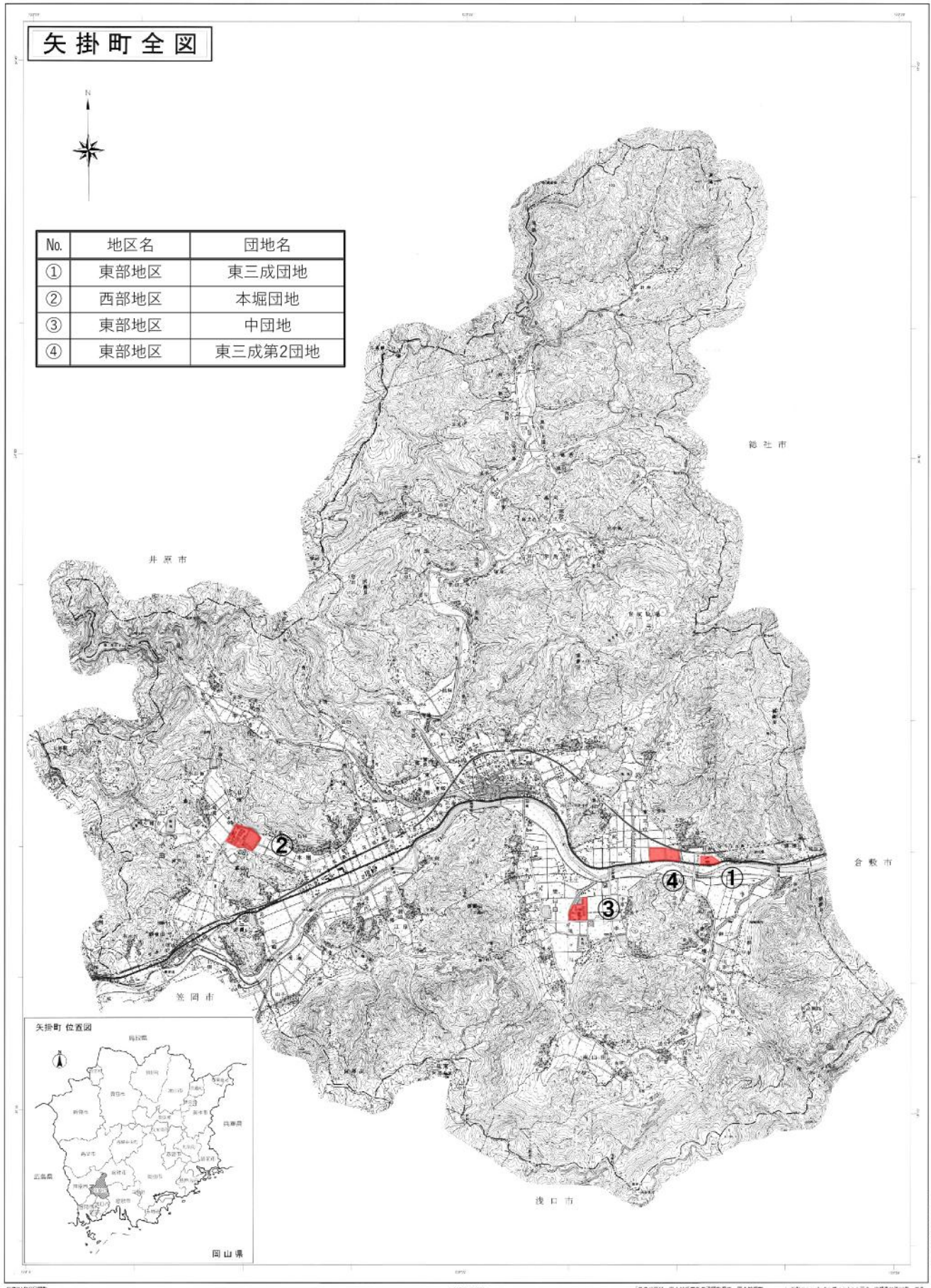


別図-1-① 産業導入地区位置図



- #### 記号
- 境界線
 - 市界線
 - 町界線
 - 地区界線
 - 団地界線
 - 校区界線
 - 水路
 - 河川
 - 鉄道
 - 幹線道路
 - 一般道路
 - 農道
 - 農道
 - 林道
 - 公園
 - 町庁舎
 - 公民館
 - 学校
 - 保育園
 - 診療所
 - 郵便局
 - 役所
 - 警察署
 - 消防署
 - 公民館
 - 学校
 - 保育園
 - 診療所
 - 郵便局
 - 役所
 - 警察署
 - 消防署
 - 公民館
 - 学校
 - 保育園
 - 診療所
 - 郵便局
 - 役所
 - 警察署
 - 消防署
- （橋）**
- 三山
 - 総社
 - 笠岡
 - 浅口
- （橋脚点）**
- 三山 平成5年4月
 - 浅口 平成14年1月
 - 笠岡 平成17年6月
 - 総社 平成19年1月
 - 浅口 平成19年1月
 - 笠岡 平成19年3月
- （橋脚点）**
- 三山 総社
 - 笠岡
 - 浅口

この位置図は、国土交通省の国勢調査で、国土地理院
 発行の国勢調査データをもとに作成されたものである。
 （調査年度：平成21年度）
 備考：町界線は、町界線を示す。

1. 矢掛町の土地利用計画を定める。土地利用計画は、町民の生活環境の改善と、土地利用の促進を図ることを目的とする。
 2. 町民の生活環境の改善を図る。
 3. 町民の生活環境の改善を図る。
 4. 町民の生活環境の改善を図る。各事業の実施は、町民の生活環境の改善を図ることを目的とする。
 5. 町民の生活環境の改善を図る。
 6. 町民の生活環境の改善を図る。